

(仮 訳)

## プレス・リリース

2011年12月20日

バーゼル銀行監督委員会

### バーゼル銀行監督委員会が「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」 (バーゼル・コア・プリンシプル)の改訂にかかる市中協議文書を公表

バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委」)は、本日、市中協議文書「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」の改訂版を公表した。

本市中協議文書は、2006年にバーゼル委が公表した、「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」および関連する「コア・プリンシプル・メソドロジー」を改訂し、これら2つの文書を1つに統合したものである。また、コア・プリンシプルの順序が入れ替えられ、監督当局自身で行うことと監督当局が銀行に期待することとの違いを明確にしている。原則1～13は、監督当局の権限、責任および機能を扱っており、実効的なリスクベースの監督、早期介入および適時の監督上の措置の必要性に焦点が当てられている。原則14～29は、銀行に対する監督上の期待を扱っており、良好なコーポレート・ガバナンスおよびリスク管理ならびに監督基準の遵守の重要性を強調している。

とりわけ、今回のコア・プリンシプルの改訂は、今次の金融危機の教訓に基づいたものとなっている。コア・プリンシプルは監督実務およびリスク管理を強化するために拡充された。更に、改訂版コア・プリンシプルは、ここ数年の市場混乱期にみられた重要な趨勢および出来事、すなわち、システム上重要な銀行に実効的に対処するためのより一層の強度と資源の必要性、システムック・リスクに対処するための予防的措置の特定、分析および実施の一助とするため銀行のミクロ健全性監督にシステムワイドのマクロ的視点を適用することの重要性、銀行破綻の可能性および影響を軽減するための実効的な危機管理および再建・破綻処理措置の更なる重視、に対応するものとなっている。

コア・プリンシプル・グループ共同議長を務めるラウテンシュレーガー・ドイツ連銀副総裁は、「改訂コア・プリンシプルは、危機後の銀行監督の水準を引き上げるためのバーゼル委によるより幅広い継続的な取組みに貢献するものである」と述べた。更に、同氏は「バーゼル委は、規制策定についてこの5年間に多くを達成しており、今回の成果は、前回のコア・プリンシプル改訂以降の監督上の教訓および規制の進展の多くを定着させるのに役立つであろう」と述べた。

本改訂は、時の試練および環境変化に耐え得る監督実務の指標を提供する際のコア・プリンシプルの継続的な関連性を確保するものである。コア・プリンシプルの全体数は25から29に増えた。新たに37の必須基準と補足基準が導入され、別の34の補足基準が全ての国が最低限満たすべき基準を表す必須基準に格上げされた。

コア・プリンシプルは、健全な監督実務のための最低基準の事実上の枠組みであり、普遍的に適用されるものである。バーゼル委は、全ての国による改訂コア・プリンシプルの実施が、国内外の金融安定の改善に向けた重要なステップとなり、実効的な監督システムの更なる発展のための良い土台を提供するものになると信じる。

コア・プリンシプル・グループ共同議長を務めるテオ・シンガポール通貨監督庁副長官は、「銀行固有のリスクおよびより広範なシステミック・リスクに対応するための様々な政策措置の出現で、コア・プリンシプルのこの改訂において重要な課題となったのは、異なる法域および銀行システムにとっての関連性を維持することであった」と述べ、「市中協議文書でも強調されている通り、銀行のリスクプロファイルやシステム上の重要性に応じたリスクベースの監督および監督上の期待を提唱することを通じて、比例原則に基づくアプローチがこれを達成する」と述べた。

改訂コア・プリンシプルは、バーゼル委とその他の銀行監督当局、および国際通貨基金と世界銀行との間の努力の集大成である。

参考情報として、2006年の評価メソドロジーとその改訂版とを比較した文書も掲載されている。本文書は、2つの評価基準を直接比較するために提供されている。

バーゼル委は、提案された市中協議文書に対するコメントを歓迎する。コメントについては、2012年3月20日(木)までに、電子メールにより**baselcommittee@bis.org**宛に提出されなければならない。あるいは、「Secretariat of the Basel Committee on Banking Supervision, Bank for International Settlements, CH-4002 Basel, Switzerland」宛にコメントを郵送することもできる。全てのコメントは、コメント提出者が明示的に機密扱いを要求しない限り、国際決済銀行のウェブサイトに公表されるだろう。

### **バーゼル委員会について**

バーゼル銀行監督委員会は、銀行監督に関する継続的な協力のための協議の場である。同委員会は、監督及びリスク管理に関する実務を世界的に奨励し、強化することを目指している。委員会は、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、ルクセン

ブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国及び米国の代表で構成されている。バーゼル委員会のオブザーバーは、欧州銀行監督機構、欧州中央銀行、欧州委員会、金融安定化研究所及び国際通貨基金である。